

令和 6 年度第 1 回熊谷市地域公共交通会議
運賃協議小委員会

議 案 書

令和 6 年 5 月 2 4 日

議 事

議案第 1 号 熊谷市ゆうゆうバスの「くまぴあ号」路線に適用
する運賃について

熊谷市ゆうゆうバスの「くまぴあ号」路線延長に適用する運賃について

【適用する路線】

令和6年10月1日からの「くまぴあ号」の試験運行路線

【適用する運賃】

令和6年2月1日からゆうゆうバスの各路線に適用されている以下の運賃を適用する。

種別	金額
1回	200 円
1日乗車券	500 円
紙の回数券	10 回/2,000 円
スマホバス回数券	10 回/1,500 マネー (1,500 円)

小学生は小児運賃:1 回 100 円を適用。

以下の方の運賃は引き続き無料。

- ・未就学児
- ・障害者手帳または障害者手帳アプリ「ミライロ ID」を提示された方とその介助・付添人1人
- ・運転免許を自主返納した方(警察で有料交付される運転経歴証明書または市が交付するゆうゆうシルバーパスを提示)
すでに販売している紙の回数券(11 枚綴り)は2枚または1枚と 100 円で1回乗車可能とする。(小学生は1枚で1回)

スマホバス回数券は、熊谷市地域電子マネー「くま^{ペイ}PAY」でのみ購入可能である。

【対象となる路線】

